

奈良県告示第四百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人天理療院	天理市川原城町三二一	平成二十三年十月三十一日
笠原薬局	桜井市桜井二〇三	平成二十三年十月三十一日
西和往診クリニック	生駒郡斑鳩町小吉田二一七一一五	平成二十三年十月三十一日